

社会資本整備総合交付金の事後評価について

～滋賀県内における災害に強い住まい・まちづくり(防災・安全)(第2期計画)(重点計画)～

滋賀県土木交通部建築課建築指導室
滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室



1: 社会資本整備総合交付金制度

- 平成22年度に、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、社会資本整備総合交付金を創設
- 平成23年度に、基本的に地方が自由に使える一括交付金にする方針の下、地域自主戦略交付金を創設(内閣府に一括して予算を計上し、各府省の所管にとられず、地方自治体が自主的に選択した事業に対して交付金を交付)
- 平成24年度に、地域自主戦略交付金について、都道府県分の対象事業を拡大・増額。政令指定都市に一括交付金を導入また、沖縄振興公共投資交付金として県及び市町村を対象とした自由度の高い新たな一括交付金制度を創設
- 平成25年度以降は、防災・安全交付金によりインフラ再構築(老朽化対策、事前防災・減災対策)及び生活空間の安全確保の取組を集中的に支援するとともに、社会資本整備総合交付金により地域の社会資本整備を総合的に支援(地域自主戦略交付金は廃止)



2-1: 滋賀県における耐震化施策

滋賀県既存建築物耐震改修促進計画

■ 滋賀県地域防災計画を上位計画として耐震改修促進法および国が定めた基本方針に基づき策定

| 計画の趣旨 | | | | | | | | | |
|---|----------------|-----------|-------|-------|-------------|-------------|----------------|----------------|---|
| 阪神・淡路大震災、東日本大震災を教訓とし、大地震による人的被害を最小限に留めるため、耐震化率の向上を目標とする、滋賀県における住宅・建築物の耐震化の促進に関する計画を策定。 | | | | | | | | | |
| 計画の期間 | | | | | | | | | |
| 平成28年度～令和7年度 | | | | | | | | | |
| 耐震化の目標設定 | | | | | | | | | |
| <p>【住宅】</p> <table border="1"> <tr> <th>現状</th> <th>目標（令和7年度）</th> </tr> <tr> <td>82.7%</td> <td>95.0%</td> </tr> <tr> <td>総数 524,600戸</td> <td>総数 522,400戸</td> </tr> <tr> <td>耐震性不十分 91,000戸</td> <td>耐震性不十分 26,100戸</td> </tr> </table> | 現状 | 目標（令和7年度） | 82.7% | 95.0% | 総数 524,600戸 | 総数 522,400戸 | 耐震性不十分 91,000戸 | 耐震性不十分 26,100戸 | ⇒ |
| 現状 | 目標（令和7年度） | | | | | | | | |
| 82.7% | 95.0% | | | | | | | | |
| 総数 524,600戸 | 総数 522,400戸 | | | | | | | | |
| 耐震性不十分 91,000戸 | 耐震性不十分 26,100戸 | | | | | | | | |
| <p>【多数の者が利用する建築物】</p> <table border="1"> <tr> <th>現状</th> <th>目標（令和7年度）</th> </tr> <tr> <td>89.6%</td> <td>96.5%</td> </tr> <tr> <td>総数 6,154棟</td> <td>総数 6,851棟</td> </tr> <tr> <td>耐震性不十分 637棟</td> <td>耐震性不十分 240棟</td> </tr> </table> | 現状 | 目標（令和7年度） | 89.6% | 96.5% | 総数 6,154棟 | 総数 6,851棟 | 耐震性不十分 637棟 | 耐震性不十分 240棟 | ⇒ |
| 現状 | 目標（令和7年度） | | | | | | | | |
| 89.6% | 96.5% | | | | | | | | |
| 総数 6,154棟 | 総数 6,851棟 | | | | | | | | |
| 耐震性不十分 637棟 | 耐震性不十分 240棟 | | | | | | | | |

耐震化を進める上での基本的な取り組み方針

- 「自らの命や財産は自ら守る」「地域防災対策を自らの問題としてとらえる」ことについて、県民の意識を深める。
- 県、市町、その他団体が協働し、耐震化を行いやすい環境整備、負担軽減などの施策を講じる。
- 住宅等、従前計画で定めていた重点的に耐震化すべき建築物に加え、法改正により診断義務化となった建築物の耐震化の強化を図る。



3

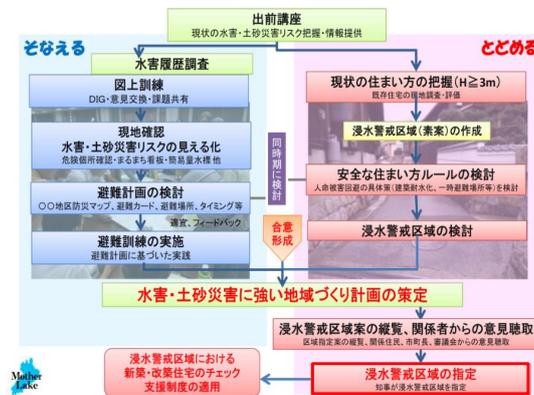
2-2: 滋賀県における流域治水施策

■ 水害に強い地域づくり(浸水警戒区域の指定等に関する取組)

・地区の特性に応じた避難計画や安全な住まい方のルール検討等
 に対して支援を行い、水害に強い地域づくり計画を策定し、浸水警戒区域に指定する取組

● 浸水警戒区域（滋賀県流域治水の推進に関する条例）とは

- ・建築基準法第39条第1項の規定に基づく災害危険区域
- ・「地先の安全度マップ」(ハザードマップ)で1/200年確率降雨時に概ね3m以上の浸水が予想される区域を「浸水警戒区域」として指定
- ・浸水警戒区域内においては、改築および新築される住居の2階が浸水しないか(安全な避難空間が確保されているか)などについて、県の確認を受けたうえで建築許可を得る必要がある



4

3:事後評価の対象となる整備計画

■整備計画名
滋賀県内における災害に強い住まい・まちづくり(防災・安全)(第2期計画)(重点計画)

(1)事業主体・計画期間・計画目標

■事業主体
滋賀県および県内19市町

■計画期間 令和3年度～令和7年度

■計画目標
災害に対し被害を最小限に抑え、安心して安全な住まい・まちづくりを目的に、県民に対し災害に備えることの意識向上を図り、住宅・建築物耐震化等の防災・減災対策に取り組む



Mutsumi Lake

5

3:事後評価の対象となる整備計画

(2)定量的指標

| 定量的指標 | 当初現況値 (R03当初) | 最終目標値 (R07年度末) |
|-------------|--|-------------------|
| 住宅の耐震化率 | 87.5% <small>耐震性有482,000戸/全住宅550,900戸</small> | 95% |
| 浸水警戒区域指定地区数 | 5地区 | 26地区 |

※住宅の耐震化率=(耐震性が確保された住宅数)/(全住宅数)

(3)計画事業費

| 交付対象事業 | 要素事業名 | 計画事業費 (単位:百万円) |
|--------|------------------|-------------------|
| 基幹事業 | 住宅・建築物安全ストック形成事業 | 644 |
| 効果促進事業 | | 29 |
| 全体事業費 | | 673 |

Mutsumi Lake

6

3: 事後評価の対象となる整備計画

(4) 事業概要

●「住宅・建築物安全ストック形成事業」について

①住宅・建築物の耐震改修に関する事業

- I 住宅・建築物の耐震診断等、補強計画、耐震改修工事等
住宅の耐震診断、概算費用算出、改修工事に対する補助等
- II 住宅・建築物の耐震化啓発等
木造住宅耐震化啓発のリーフレット作成および技術者養成講習会の実施等
- III 既存建築物耐震改修促進計画

②住宅・建築物アスベスト改修事業

- アスベスト含有調査等
民間建築物含有調査補助等



建築物の耐震改修



地震で倒壊した建築物

③その他関連事業

- ブロック塀等の安全確保
応急危険度判定士認定(更新)事業
(被災建築物応急危険度判定士の認定、更新に係る講習会の実施等)

④災害危険区域等建築物防災改修等事業

- I 災害危険区域等の指定等に関する計画策定に関する事業
- II 災害危険区域等内の住宅及び建築物の基準適合調査に関する事業
- III 特定既存不適格建築物等の防災改修等に関する事業



4: 整備計画の事後評価 (1)事業効果の発現状況

①住宅・建築物の耐震改修に関する事業

- I 住宅・建築物の耐震診断等、補強計画、耐震改修工事等
a.住宅の耐震診断、概算費用算出および改修工事に対する補助等

■事業費： 254,330千円
(令和3年度～令和7年度)

■事業概要 【市町が実施する民間住宅・建築物所有者に対する補助】
各市町が策定する耐震改修促進計画に基づき次の補助を実施し、住宅の耐震化を推進

■事業実施状況(実施件数)

| 年度 | R03 | R04 | R05 | R06 | R07 (見込み) | 合計 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|--------------|-----|
| 耐震診断 | 167 | 156 | 166 | 258 | 203 | 950 |
| 概算補強案作成 | 171 | 154 | 170 | 262 | 207 | 964 |
| 耐震改修・除却 | 14 | 18 | 20 | 32 | 37 | 121 |
| 改修割増補助 | 9 | 8 | 13 | 24 | 31 | 85 |
| 耐震診断(非木造) | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |



4: 整備計画の事後評価 (1)事業効果の発現状況

①住宅・建築物の耐震改修に関する事業 Ⅱ 住宅・建築物の耐震化啓発等

■事業費：24,042千円
(令和3年度～令和7年度)

■事業概要

県および各市町が策定する耐震改修促進計画に基づき木造住宅および建築物の耐震化を図るため、各種補助制度の案内を広く行うとともに、当該補助事業に関わる技術者の養成講習会を開催。

■事業実施状況

- ・制度案内リーフレットを作成し配布。
- ・滋賀県内の耐震診断員や耐震改修設計・施工者の育成のための講習会を実施。【R3～R7 計 14回開催】
- ・木造住宅耐震化啓発セミナー・個別相談会を実施。【R3～R7 計 17回開催】
- ・学校への出前授業、自治会での出前講座、防災訓練でのブース出展。【R3～R7 計 59回開催】

事業実施例



出前講座等の様子

制度案内リーフレット



4: 整備計画の事後評価 (1)事業効果の発現状況

①住宅・建築物の耐震改修に関する事業 Ⅲ 既存建築物耐震改修促進計画の改定

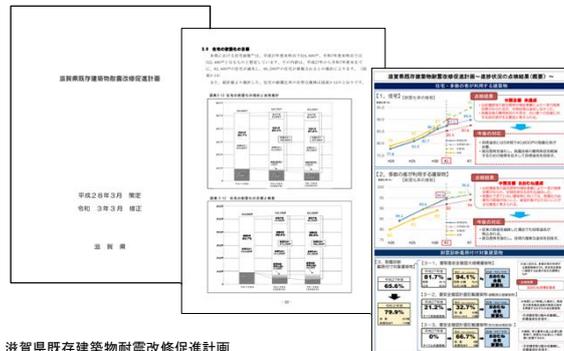
■事業費：94,067千円
(令和3年度～令和7年度)

■事業概要

地震発生時における建築物の倒壊等の被害から、県民の生命・身体および財産を保護するため、県と市町が連携して、建築物の耐震診断および耐震改修を計画的に促進するための方法、および基本的な枠組を定めることを目的とした計画の策定。

■事業実施状況

本計画期間内に県および17市町が補助を使用し改定。



滋賀県既存建築物耐震改修促進計画



4: 整備計画の事後評価 (1)事業効果の発現状況

②住宅・建築物アスベスト改修事業 アスベスト含有調査等

■事業費: 689千円

(令和3年度～令和7年度)

■事業概要【市町が実施する民間建築物所有者に対する補助】

民間建築物についてはアスベスト調査に係る費用の全額補助を実施。

■事業実施状況

・県内市町全てが民間建築物に対するアスベスト含有調査費の補助制度を整備。11件の補助を実施

彦根市事業実施例

- ・事業内容: アスベスト含有調査
- ・事業主体: 彦根市
- ・事業費: 4.8千円
- ・工期: 令和5年度

アスベスト含有調査箇所



4: 整備計画の事後評価 (1)事業効果の発現状況

③その他関連事業 ブロック塀等の安全確保

■事業費: 34,135千円

(令和3年度～令和7年度)

■事業概要【市町が実施する民間住宅・建築物所有者に対する補助】

避難路、通路または避難所に面する民間の倒壊のおそれのあるブロック塀等の改修・撤去に係る費用の一部を補助し、安全性を確保。

■事業実施状況

| 年度 | R03 | R04 | R05 | R06 | R07 (見込み) | 合計 |
|---------|--------|-------|-------|-------|--------------|--------|
| 件数 | 107 | 82 | 89 | 68 | 62 | 408 |
| 事業費(千円) | 10,168 | 7,353 | 7,846 | 4,639 | 4,129 | 34,135 |



4: 整備計画の事後評価 (1)事業効果の発現状況

③その他関連事業

応急危険度判定士認定(更新)事業

■事業費： 7,823千円(効果促進事業)
(令和3年度～令和7年度)

■事業概要

応急危険度判定は、大地震等で県内が被災した時に、本震により影響を受けた建物を判定士が迅速に危険性を判定し、余震による二次的災害を防止するために行うものであり、判定士養成のための講習会の開催、名簿作成ならびに連絡体制の整備を実施。

■事業実施状況

年に2回養成講習会を開催、登録者数1,285名(R8.2月1日現在)



4: 整備計画の事後評価 (2)計画の成果目標の実現状況

■計画期間における実績値

| 定量的指標 | 当初現況値 (R03年度当初) | 最終目標値 (R07年度末) | 実績値 (R07年度末) (推計) |
|---------|--------------------|-------------------|-------------------------|
| 住宅の耐震化率 | 87.5% | 95% | 90.3% |

最終目標値



※住宅の耐震化率=(耐震性が確保された住宅数)/(全住宅数)



4: 整備計画の事後評価 (2)計画の成果目標の実現状況

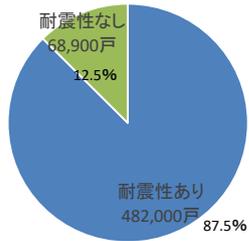
■計画期間における実績値

| 定量的指標 | 当初現況値 (R03年度当初) | 最終目標値 (R07年度末) | 実績値 (R07年度末)(推計) |
|---------|--------------------|-------------------|---------------------|
| 住宅の耐震化率 | 87.5% | 95% | 90.3% |

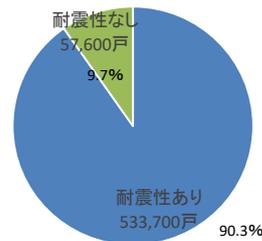
最終目標値
△

※住宅の耐震化率=(耐震性が確保された住宅数)/(全住宅数) 住宅・土地統計調査の統計データより算出

【R3年度当初戸数】



【R7年度末戸数】



総務省「住宅・土地統計調査」より

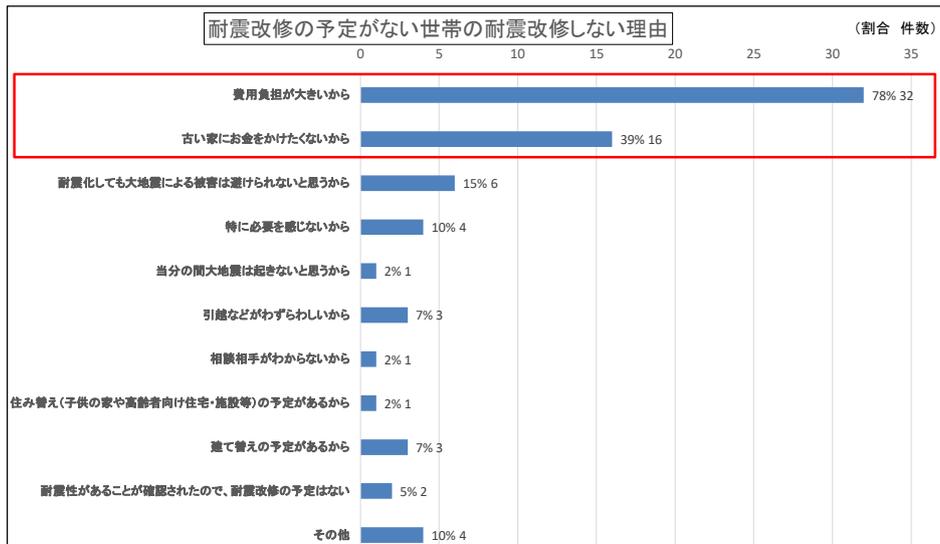
| | |
|-------|----------|
| 総戸数 | 550,900戸 |
| 耐震性あり | 482,000戸 |
| 耐震性なし | 68,900戸 |

| | |
|-------|----------|
| 総戸数 | 591,300戸 |
| 耐震性あり | 533,700戸 |
| 耐震性なし | 57,600戸 |



4: 整備計画の事後評価 (2)計画の成果目標の実現状況

■耐震化が進まない要因の分析



国土交通省住宅局建築指導課防災対策室「住宅の耐震化に関するアンケート調査」(令和元年)より滋賀県データを抽出

4: 整備計画の事後評価 (1)事業効果の発現状況

④災害危険区域等建築物防災改修等事業

I 災害危険区域等の指定等に関する計画策定に関する事業

II 災害危険区域等内の住宅及び建築物の基準適合調査に関する事業

■事業費：262,304千円
(令和3年度～令和7年度)

■事業概要

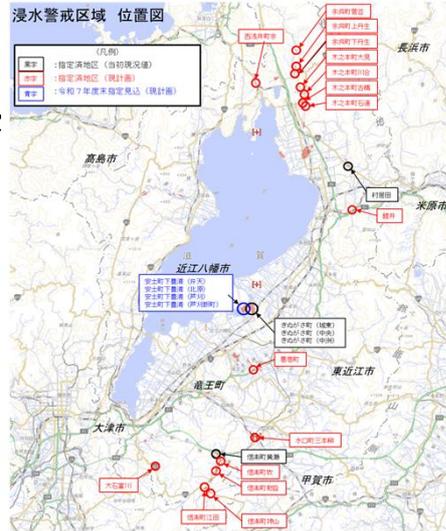
- ・浸水警戒区域の指定等に関する取組・計画策定
- ・住宅および建築物の基準適合調査
- ・既存不適格建築物の改修・建替え支援 等

■事業実施状況

| 年度 | R3～R7 (見込) |
|-------------|---------------|
| 浸水警戒区域指定地区数 | 20地区 |

(内訳)

| R3 実績 | R4 実績 | R5 実績 | R6 実績 | R7 見込 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 6地区 | 7地区 | 2地区 | 1地区 | 4地区 |



4: 整備計画の事後評価 (2)計画の成果目標の実現状況

■計画期間における実績値

| 定量的指標 | 当初現況値 (R03年度当初) | 最終目標値 (R07年度末) | 実績値 (R07年度末) (推計) |
|-------------|--------------------|-------------------|-------------------------|
| 浸水警戒区域指定地区数 | 5地区 | 26地区 | 25地区 |

最終目標値



4: 整備計画の事後評価 (1)事業効果の発現状況

④災害危険区域等建築物防災改修等事業

■早めの避難を実施した事例(長浜市木之本町大見)

| | |
|---------|----------|
| ○令和元年 | 簡易量水標設置 |
| ○令和2年 | 机上避難訓練 |
| ○令和3年 | 避難計画策定 |
| ○令和4年3月 | 浸水警戒区域指定 |

■効果: 避難計画作成や避難訓練の実施により、河川増水時に速やかに命を守る避難行動

○令和4年8月4日から5日の大雨により高時川からの氾濫が発生し、2棟で床上浸水の被害が生じた。
 ○住民自ら「簡易量水標の水位」をもとに自主避難を実施し、人的被害はなかった。
 ○川沿いの住民への直接避難の声掛けや要配慮者への支援(役員が車で避難支援)を実施し、自主避難開始から30分以内に避難を完了した。

中河内(園)雨量グラフ

高時川(川合)水位グラフ

事業例

令和4年8月大雨

被害状況

自主避難の目安
 -0.5m(警戒レベル4相当)
 -1.0m(警戒レベル3相当)

大見川の氾濫で人的被害ゼロ そのとき住民は
 関西テレビ(報道ランナー)で検証報道
 関西テレビホームページに特集記事の掲載あり
 (https://www.ktv.jp/news/feature/220905-5/)

19

4: 整備計画の事後評価 (2)計画の成果目標の実現状況

■計画期間における実績値

| 定量的指標 | 当初現況値 (R03年度当初) | 最終目標値 (R07年度末) | 実績値(推計) (R07年度末) |
|-------------|--------------------|-------------------|---------------------|
| 浸水警戒区域指定地区数 | 5地区 | 26地区 | 25地区 |

最終目標値
▲

■浸水警戒区域の指定に時間を要している要因

- ・私有財産に土地利用規制(建築や開発に制限)がかかるため、**住民との十分なリスクコミュニケーションが必要**であり、避難計画の策定まで2~3年の期間を要し、浸水警戒区域の指定までには更に時間を要する場合がある。
- ・住民の理解を深めるため、地域固有のリスクを踏まえた各種検討を行う必要がある。
- ・河川整備要望が強く、浸水警戒区域指定への理解が進まない場合がある。
- ・既存不適格建築物の現支援制度(家屋のかさ上げ等)では安全な避難空間を確保できない(浸水深が大きい)地域があり、浸水警戒区域指定によるメリットを感じにくい場合がある。

□その他の成果

- ・避難計画の策定地区数は令和7年度末(見込)時点で36地区あり、命を守るための避難行動を促し、地域防災力の向上に寄与。

20

5: 今後の方針

○建築物の耐震化について

・今後30年以内に60～90%の確率で起こると予想される南海トラフ巨大地震、全国の断層帯の中でも比較的高い確率で起こると予想される琵琶湖西岸断層帯による地震等の大規模地震に備え、一人でも多くの命を守るために、今後も引き続き、住宅・建築物の耐震化を進めることが必要。

・地震に対して備えることの意識向上を図る取り組みが今後も必要。

・次期計画では、住宅の耐震化率:95%(令和12年度末)を目標に耐震化を推し進め、防災・減災対策に取り組む。

○流域治水施策について

・将来にわたって安心して住める水害に強い地域づくりを推進するため、避難計画策定を先行して進めながら、地域固有のリスクを踏まえた各種検討を進めつつ住民に丁寧な説明を行い、浸水警戒区域の指定を目指す取り組みが今後も必要。

・人家のある区域で優先的に取り組みを進めていたが、農地に十分な対策をせずに人家が建築されたことから、今後は人家のない区域においても取り組みを進め、浸水警戒区域の指定を加速化。

・既存不適格建築物の避難空間確保のための支援制度の充実(家屋のかさ上げ以外の、改築・増築を伴わない避難空間整備等)を今後図り、浸水警戒区域の指定を促進。

・次期対策では、浸水警戒区域の指定等に関する計画策定地区数:累計40地区(令和12年度末)を目標に水害に強い地域づくりを推進し、防災・減災対策に取り組む。

